

堺市保育施設等利用調整基準

(趣旨)

第1条 この基準は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第3項及び同法附則第73条第1項の規定に基づき、本市が①保育所(法第39条に規定された施設)、②認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)、③家庭的保育事業(法第6条の3第9項に規定された事業)、④小規模保育事業(法第6条の3第10項に規定された事業)、⑤事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定された事業)(以下、①～⑤を「保育施設等」、③～⑤を「地域型保育事業」という。)の利用を調整する基準について、必要な事項を定める。

(審査方法)

第2条 本市が保育施設等への利用調整をしようとするときは、各保健福祉総合センターにおいて利用希望日の前月10日(閉庁日の場合、前開庁日)までに申込みのあったものについて、毎月25日までに判定会議を開き、当該児童及び家庭の総合的状況を把握し、保育の必要性の程度が高いと認められる者から順に利用の決定及び調整をするものとする。ただし、毎年4月1日からの保育施設等の利用の調整及び決定をしようとするときは、前年の10月末日の前々週の金曜日までに申込みのあったものについて、12月末日までに判定会議を開くことを基本とする。

2 市長は、前項の保育の必要性の程度についての判定を客観的かつ公正に行い、及び調整基準の統一を図るため、次に掲げるそれぞれの審査項目ごとに家庭の状況等を数量的に評価し、利用調整するものとする。

- (1) 優先項目
- (2) 基準項目
- (3) 加点項目
- (4) 同点になった場合の優先段階

(優先項目)

第3条 前条第2項第1号に掲げる優先項目とは、次の各号に掲げるものをいい、当該各号のいずれかに該当する家庭については、他に優先して保育施設等への利用調整を行うものとする。なお、同条各号に該当する者で同一施設への申込みが受入れ可能な人員を超える場合は、前条第2項第2号、第3号及び第4号の基準により利用を調整する。ただし、同条第1号に該当する場合は、前条第2項第2号の基準点を20点加算する。

- (1) 単身家庭 ひとり親家庭であって、第2条第2項第2号に掲げる基準項目に該当するものをいう。
- (2) 生活保護家庭 保護者が就労中又は就労可能な生活保護家庭であって、近い将来自立が見込まれるものをいう。
- (3) その他の優先家庭 法第25条の8第3項及び法第26条第1項第5号に基づく報告又は通知を受理した場合、保護者が法第6条の4に規定する里親など、その他の優先的に保育を行う必要があると認められる家庭の児童と保健福祉総合センター所長が判断した場合をいう。

(4) 育児休業取得後の復職による再利用

市内の保育施設等を利用中の市内在住児が、保護者の育児休業(当該児童以外の育児休業に限る。)の開始に伴い、保育施設等を退所し(育児休業取得を前提として、別表第1(2)に定める妊娠・出産要件の期間中に退所した場合も含む。)、保護者の復職時に再度利用を希望する場合をいう。なお、当該優先が適用されるのは再度利用を希望する児童のみとする。

(5) 保育士の児童の優先

保護者が市内の保育施設等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭(以下「保育士等」という。)として利用希望月中に復職(週4日以上かつ週25時間以上勤務する場合に限る。)、又は週4日以上かつ週25時間以上の就労を開始する場合をいう。

(基準項目)

第4条 第2条第2項第2号に掲げる基準項目とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府

令44号)第1条各号及び堺市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年規則第76号)に掲げる認定事由のそれぞれを別表第1に定めるとおり細分したものをいい、当該基準項目に応じて、それぞれ同表に定めるとおり採点を行うものとする。

(加点項目)

第5条 第2条第2項第3号に掲げる加点項目とは、世帯単位で基準項目に該当する家庭の状況及び当該児童のおかれている状況を別表第2左欄に定めるとおり分類したものをいい、当該加点項目に応じて、それぞれ同表右欄に定める点数を前条により採点した基準項目に係る点数に加点するものとする。

(同点になった場合の優先段階)

第6条 第2条第2項第4号に掲げる同点になった場合の優先段階とは、第4条及び第5条において採点した結果、同点になった場合に別表第3に定めるとおり分類したものをいい、当該優先段階に応じて、それぞれ同表に定めるとおり審査を行うものとする。

(連携施設への受入れ)

第7条 第2条の規定にかかわらず、地域型保育事業を卒園した児童が連携施設への利用を希望する場合はこれに優先する(本基準の適用により利用調整を受けて利用していた児童に限る。)。なお、連携施設への申込みが当該連携施設の受入れ可能な人員を超える場合は、第2条の規定により利用を調整する。

(特区小規模保育事業における取扱い)

第8条 第2条の規定にかかわらず、地域型保育事業及び3歳未満児の受け入れを行う分園(以下「地域型保育事業等」という。)を卒園した児童が、当該地域型保育事業等と連携協定を締結する国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業(以下「特区小規模保育事業」という。)への利用を希望する場合はこれに優先する(本基準の適用により利用調整を受けて利用していた児童に限る。)。なお、連携協定を締結する特区小規模保育事業への申込みが当該特区小規模保育事業の受入れ可能な人員を超える場合は、第2条の規定により利用を調整する。

(児童発達支援事業所を併設する小規模保育事業及び幼保連携型認定こども園における取扱い)

第9条 第2条の規定にかかわらず、市が児童発達支援事業所の併設を条件に設置を行った小規模保育事業施設及び幼保連携型認定こども園について、医療的ケアを要する児童(小規模保育事業施設については、1～2歳児に限る。幼保連携型認定こども園については、3～5歳児に限る。)が利用を希望する場合はこれに優先する。その他、当該小規模保育事業及び幼保連携型認定こども園への利用調整について必要な事項は、所管部長が別に定める。

(送迎保育ステーションを併設する小規模保育事業施設の卒園児の取扱い)

第10条 第2条の規定にかかわらず、市が送迎保育ステーションの併設を条件に設置を行った小規模保育事業施設の卒園児が、当該小規模保育事業施設の送迎先施設の利用を希望する場合はこれに優先する(本基準の適用により利用調整を受けて利用していた児童に限る。)。なお、当該小規模保育事業施設の送迎先施設への申込みが受入れ可能な人員を超える場合は、第2条の規定により利用を調整する。

(大規模マンション居住者に係る保育施設の優先的な利用調整)

第11条 第2条の規定にかかわらず、堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例第7条の規定に基づき市長が保育施設の整備を要請した大規模マンションに居住する児童であって、当該要請に応じて整備した保育施設の利用を希望する場合はこれに優先する。なお、当該大規模マンションに居住する児童の保護者からの当該保育施設への申込みが受入れ可能な人員を超える場合は、第2条の基準により利用を調整する。

2 前項に定める優先的に利用調整する期間は、当該保育施設が開設して5年を経過する日の月初の利用調整までとする。

(希望する保育施設等を利用できない場合に、育児休業の延長を許容する場合の取扱い)

第12条 第3条、第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、申込み時において、希望する保育施設等を利用できない場合に、育児休業の延長を許容すると意思表示した場合は優先しない。

(認可外保育施設等から認可移行後の同施設継続利用)

第13条 第2条の規定にかかわらず、認可外保育施設の認可移行後の同施設継続利用又は幼稚園の認定こども園移行に伴う2号認定児童としての同施設継続利用する場合はこれに優先する。なお、同施設

への申込みが受入れ可能な人員を超える場合は、第2条の規定により利用を調整する。

(施行の細目)

第14条 この基準に定めるもののほか、保育施設等への利用調整について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、昭和63年9月1日から施行する。

(令和3年5月1日から令和5年3月1日までの間における特例等)

2 令和3年5月1日から令和5年3月1日までの期間に保育の利用を開始する子どもに係る保育施設等の利用の調整については、当該期間中(令和3年4月以後に労働を開始するための保育施設等の利用の調整が保留となった保護者が、同月9日までに次の各号に係る優先利用に関する申請を行うときにあっては、同月中)に月64時間以上の労働を開始する保護者が、次の各号に掲げる就労(新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)に対応するものに限る。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職種に就くときに限り、第3条各号の規定にかかわらず、第2条第2項第1号の優先項目に該当するものとする。ただし、第3条各号に掲げる優先項目による利用調整を行うことを妨げない。

(1) 陽性者受入医療機関で就労する場合 医師、看護師その他感染症の対応に携わる医療職

(2) 前号以外の医療機関で就労する場合 医師又は看護師

(3) 保健所等で就労する場合 保健師その他感染症の保健所業務に携わる医療職

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成23年4月1日の保育所保育の可否を決定する審査から適用する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年4月1日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年4月1日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年4月1日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年4月1日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。ただし、令和２年４月１日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、令和３年４月１日から施行する。ただし、令和３年４月１日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、令和３年５月１日から施行する。ただし、令和３年５月１日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、令和４年１月１日から施行する。ただし、令和４年１月１日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、令和５年４月１日から施行する。ただし、令和５年４月１日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、令和６年４月１日から施行する。ただし、令和６年４月１日の保育施設等の利用調整をする審査から適用する。

附 則

この基準は、令和６年１０月１日から施行する。ただし、令和７年４月１日の保育施設等の利用に係る審査から適用するものとし、令和６年度の保育施設等の利用に係る審査は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、令和８年４月１日の保育施設等の利用に係る審査から適用するものとし、令和７年度の保育施設等の利用に係る審査は、なお従前の例による。

基 準 項 目 採 点 基 準

認 定 事 由	基 準 項 目	採 点 基 準	
		基準点	調 整 点
(1)月64時間以上労働することを常態とすること(就労することが決定している場合を含む。)	ア 月160時間以上労働している	20点	
	イ 月140時間以上160時間未満労働している	18点	
	ウ 月120時間以上140時間未満労働している	16点	
	エ 月100時間以上120時間未満労働している	14点	
	オ 月80時間以上100時間未満労働している	12点	
	カ 月64時間以上80時間未満労働している	10点	
(2)妊娠中であるか又は出産後間がないこと	出産した者(出産日又は出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の属する月の月初から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までのものをいう。)	16点	
(3)疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること	ア 疾病、負傷又は精神若しくは身体に障害を有する等で、入院又は常時床についているため、保育が困難な場合	20点	
	イ 疾病、負傷又は精神若しくは身体に障害を有する等のため、1箇月以上にわたって加療しているため、保育が困難な場合	10点	安静を要するとき又は通院が週3日以上ときは4点を加算する
	ウ 身体障害者手帳1・2級に相応する者、精神障害者保健福祉手帳1・2級に相応する者又は療育手帳の交付を受けている者で、かつ保育が困難な場合	20点	
	エ 身体障害者手帳3級に相応する者又は精神障害者保健福祉手帳3級に相応する者で、かつ保育が困難な場合	16点	
	オ 身体障害者手帳4級に相応し、保育が困難な場合	12点	
(4)親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること	ア 月160時間以上介護又は看護している	20点	
	イ 月140時間以上160時間未満介護又は看護している	18点	
	ウ 月120時間以上140時間未満介護又は看護している	16点	
	エ 月100時間以上120時間未満介護又は看護している	14点	
	オ 月80時間以上100時間未満介護又は看護している	12点	

	カ 月 6 4 時間以上 8 0 時間未満介護又は看護している	1 0 点	
(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育が困難な場合	世帯点数 6 0 点	
(6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること		4 点	
(7) 学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 1 条に規定する学校及び職業訓練校等に通学等している場合(就学することが決定している場合を含む。)	ア 月 1 6 0 時間以上の就学・訓練を受けている場合	2 0 点	
	イ 月 1 4 0 時間以上 1 6 0 時間未満の就学・訓練を受けている場合	1 8 点	
	ウ 月 1 2 0 時間以上 1 4 0 時間未満の就学・訓練を受けている場合	1 6 点	
	エ 月 1 0 0 時間以上 1 2 0 時間未満の就学・訓練を受けている場合	1 4 点	
	オ 月 8 0 時間以上 1 0 0 時間未満の就学・訓練を受けている場合	1 2 点	
	カ 月 6 4 時間以上 8 0 時間未満の就学・訓練を受けている場合	1 0 点	
(8) 虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な家庭の児童であると保健福祉総合センター所長が判断した場合		世帯点数 6 0 点	
(9) 利用継続中の児童(申込期限において保育の必要性の認定を受け、保育施設等その他サービスを利用している場合(市外での利用を含む。))で保護者が利用継続中の児童以外の育児休業を取得すること		1 6 点	

(10)市長が前各号に類する状態にあると認めること	ア 死別・行方不明・拘禁などで不存在の場合	世帯点数 40点	
	イ 保育施設等での保育が可能な状況で、児童福祉の観点や児童の発達支援のために保健福祉総合センター所長が特に必要と判断した場合	世帯点数 40点	
	ウ その他明らかに保育の必要性があると保健福祉総合センター所長が認めた場合	世帯点数 60点	

備考

提出期日までに保育を必要とする事由別の必要書類の提出がない又は必要書類に不備がある場合は、(6)として取り扱う。

加 点 項 目 採 点 基 準

加点項目		調整点数
保育の代替手段	(1) 市内在住児が小学校就学の始期に達するまでの中途に卒園となる市内の保育施設等(分園含む。)を卒園した場合(本基準の適用により利用調整を受けて利用していた児童に限る。)	10点
	(2) 保育要件を理由として、申込児童が特定教育・保育施設(保育利用)及び特定地域型保育事業以外の施設又はサービスを月64時間以上利用している場合(親族委託を除く。育児休業中の利用を除く。)	3点
	(3) 市内在住児が転居に伴い転所を希望する場合(認可保育施設・地域型保育事業を利用している場合に限る。)	3点
	(4) 市外在住児が転入に伴い市内の保育施設等を申し込む場合(認可保育施設・地域型保育事業を利用している場合に限る。)	3点
	(5) きょうだい異なる保育施設等に在籍しているため、いずれかの保育施設等へ転所を希望する場合(1号認定を受けて認定こども園を利用している場合を含む。すでに利用している児童が2人以上の場合は、利用している児童が1人増えるごとに1点加点)	4点
世帯・こどもの状況	(6) 産前・産後休業又は育児休業から利用開始月中に職務に復職する予定であることに伴い、保育施設等の利用を必要としている場合(利用希望日までに保育施設等を利用している場合を除く。)	2点
	(7) 市内在住児が育児休業のため上の児童が市内の保育施設等を一旦退所し、復職時に育児休業対象の児童が申込みをする場合(きょうだい同時に保育施設等を申し込む場合に限る。)	6点
	(8) 生計中心者が申込期限の属する月初から遡って1年以内に失業し、生計維持のため求職活動する場合(待機となった場合は年度末まで有効とする。別表1の認定事由(6)求職活動要件の場合に限る。)	4点
	(9) 保護者のいずれかが就労・介護・看護、就学・職業訓練、災害復旧のために堺市外にて別居している又は別居することが決定している場合	3点
	(10) 保護者が市内の保育施設等において、保育士等として勤務している又は勤務することが決定している場合(第3条第5号に該当する場合を除く。)	2点
	(11) 障害者、障害児又は指定難病の診断を受けている親族がいる家庭である場合(同居している場合に限る。申込みの対象となる児童を含む。)	2点
	(12) 要介護1以上の親族を介護している場合(同居・別居を問わない。介護施設等に入所している場合又は別表1の認定事由(4)介護・看護要件の場合を除く。)	2点
	(13) 前年度の当初から市内に在住し、前年度の当初から保育の実施を希望しているにもかかわらず、待機中の場合(年度内に利用を辞退したものを除く。加点項目(20)に該当する申込みをしていた場合を除く。)	2点
きょうだいの状況	(14) きょうだいすでに利用している保育施設等を新規で申し込む場合(1号認定を受けて認定こども園を利用している場合を含む。すでに利用している児童が2人以上の場合は、利用している児童が1人増えるごとに1点加点)	4点
	(15) きょうだい本基準の適用により利用調整を受けて保育施設等をすでに利用している場合で、きょうだい利用している保育施設等以外の保育施設等を新規で申し込む場合(すでに利用している児童が2人以上の場合は、利用している児童が1人増えるごとに1点加点)	2点

	(16) きょうだいと同時に新規申込み又は転所申込みをする場合（3人目以降は、1人増えるごとに1点加点）	1点
	(17) 新規申込み又は転所申込みをする児童が多胎児の場合（双子の場合3点、以降1人増えるごとに1点加点）	3点
	(18) 同居世帯に児童（18歳未満（*）の者）が3人以上いる場合（1人増えるごとに1点加点）	2点
その他	(19) 上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、保健福祉総合センター所長が保育の実施を必要と認めた場合	20点
	(20) 申込み時において、希望する保育施設等を利用できない場合に、育児休業の延長を許容すると意思表示した場合	-50点

備考

- 1 上記の加算点数を合計した場合に20点を超えるときは、その合計は20点とする。
- 2 表中の「保育施設等」の定義については、第1条を参照。
- 3 (1)の加点項目は卒園後1年間有効とする。(2)又は(6)と重複する場合は、(1)の加点を採用する。
- 4 加点項目(9)、(10)、(11)、(12)について、利用（調整）開始希望日時点でその事実が消滅することが判明した場合、加算対象外とする。
- 5 加点項目(14)及び(15)に該当する場合は、(14)の加点を採用する。
- 6 （*）基準日：利用（調整）開始希望日の属する年度当初

別表第3（第6条関係）

同点になった場合の優先段階

優先段階	条 件
第一段階	基準項目の点数が高い世帯
第二段階	類型間の優先段階(①～⑨の順) ①災害復旧 ②不存在等 ③疾病・障害 ④就労 ⑤就労内定 ⑥介護・看護 ⑦妊娠・出産 ⑧就学等 ⑨育児休業 ⑩求職活動者
第三段階	当該保育施設等の希望順位が高いもの
第四段階	市町村民税所得割額低位順（市民税が未申告の場合は最も高い所得割額として取り扱うもの）
第五段階	世帯の合計課税収入金額低位順（市町村民税が未申告の場合は最も高い収入金額として取り扱うもの）
第六段階	保留期間の長い世帯

備考

- 1 地域型保育事業の卒園児が同一施設で3歳以降の継続入所を希望する場合は、第三段階を除き審査を行うものとする。
- 2 第二段階中の④就労、⑤就労内定について、提出期日時点で就労開始している場合は「就労」、提出期日時点では未就労だが利用開始月中までに就労開始することが決定している場合は「就労内定」とする。